

学校部活動の活動方針(ガイドライン)

船橋市立七林中学校

1 学校教育目標と部活動との関連及び部活動の教育的意義

- (1) 学校教育の一環として行われる教育活動であり、学校教育目標「知・徳・体の調和を図り、心身共に健康で、人間性豊かな生徒の育成」の具現化に向けた活動である。
- (2) 生徒の自発的な参加によって行われ、スポーツや文化活動を通じて、技術・技能の向上や体力の伸長を図ることをはじめ、礼儀・協調性・忍耐力・向上心・努力や感謝の心など、生徒の多様な学びの場である。
- (3) 同学年をはじめ、先輩・後輩・顧問(指導者)との好ましい人間関係を構築する場である。

2 基本方針及び活動規定

(1) 適切な指導

- ① 顧問は、担当する部の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を工夫する。また、過度な練習等で生徒の心身に負担を与えないよう、適切な休養を確保する。
- ② 体罰を根絶することはもちろん、生徒の人格を傷つける言動やパワーハラスメント・セクシャルハラスメントについても根絶を徹底する。

(2) 活動時間

- ① 平日(授業日)の活動は、実質2時間程度とし、準備・休憩・後片付け等を含めて3時間以内とする。
 - ・朝練習は、6時55分以降に登校し、活動は8時までとする。
 - ・放課後は、最終下校時刻の15分前までとする。(時期により異なる)
- ② 休日及び長期休業中の活動は、実質3時間程度とし、準備・休憩・後片付け等を含めて4時間以内とする。
- ③ 大会や練習試合等の活動目的に応じて、上記の時間を超えて活動する場合は、その前後の活動時間を短縮等することによって、過度にならないように留意する。

(3) 休養日

- ① 学期中は、原則、平日は週に1日、週末(連休)は少なくとも1日以上を休養日とする。
ただし、大会や練習試合等のために、週末(連休)に休養日が取れなかった場合は、平日に休養日を振り替えるよう努める。
- ② 長期休業中は、学期中の設定に準じて、週あたり2日程度の休養日を設ける。
また、ある程度の長期休養期間を設ける。
- ③ 定期テスト5日前から諸活動停止期間を設け、学習時間を確保する。(下記、大会前特例を参照)
- ④ その他、以下の日は原則、活動を行わない。
 - ・職員会議、学年会議が行われる放課後。
 - ・千教研船橋支会が行われる放課後。
 - ・長期休業期間の学校閉庁日。
 - ・学校行事や学校運営上で活動ができない日。

【大会前特例】

- ① 各顧問が指定する年間4大会に限り、練習時間の確保を目的として、大会4週間前から10日(回)、30分の練習時間延長を認める。
- ② 諸活動停止期間及び定期テスト明けの休日に大会がある場合は、その期間の平日1時間以内、休日3時間以内の活動を認める。
- ③ 上記①②を実施する場合は、各顧問は保護者から参加承諾を得る。承諾のない生徒は、その期間の活動に参加することはできない。

(4) 事故防止

- ①活動中のけがや事故を未然に防止し、安全な活動環境を整える。
- ②熱中症予防については、暑さ指数(WBGT)・熱中症アラート(船橋市)を基準にして、活動内容の変更や活動中止の判断を適切に行う。

(5) その他

- ①各顧問は、部の活動方針・年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。また、生徒及び保護者に周知する。
- ②各部活動の実態に応じ、市の「部活動指導員」「部活動外部指導者」等の事業を活用し、部活動環境の充実を図る。
- ③教職員の働き方改革の推進を考慮した部活動運営となるよう配慮する。また、保護者にも趣旨を理解してもらった上で、顧問との協力体制の構築を図る。